

滋賀県教育振興基本計画審議会 第3回会議 議事録

I 日 時 令和5年1月24日(火) 10:00-12:00

II 場 所 滋賀県庁新館7階大会議室

III 出席者

出席委員：岸本実会長、中作佳正副会長、磯部美也子委員、宇都宮香子委員、
草野圭司委員、炭谷将史委員、武井哲郎委員、堤清司委員、寺田
佳司委員、中橋尚伸委員、深井千恵委員、深田直宏委員、福井亜
由美委員、松浦加代子委員、南出久仁子委員、望月美希委員、八
幡麻利子委員、和田昌子委員

県出席者：福永教育長、村井教育次長、嬉野教育次長、上田教育総務課長、
有田教職員課長、横井高校教育課長、澤幼小中教育課長、武田特
別支援教育課長、阪東人権教育課長、廣瀬生涯学習課長、青木保
健体育課長、鎌田教育ICT化推進室長、中村健康福利室長、小嶋
魅力ある高校づくり推進室長、北村生徒指導・いじめ対策支援室
主幹、近藤総合教育センター長、小林私学・県立大学振興課長、
笹山子ども未来戦略室長

傍 聴：1名

IV 会議内容

(司会)

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから滋賀県教育振興基本計画審議会第3回会議を開催いたします。冒頭の司会進行は滋賀県教育委員会事務局教育総務課の善利にて務めさせていただきます。

まず、本日の出席状況でございますが、野田委員、松代委員が所用によりご欠席されておりますが、18名の委員の皆様には本会場にてご出席いただいております。県からは福永教育長、村井教育次長、嬉野教育次長以下、教育委員会事務局各課室長等、総合教育センター長および私学・県立大学振興課長、子ども・青少年局子ども未来戦略室長が出席しております。

また、定員を10名として、会議の傍聴を許可しております他、報道関係者の入場も許可しておりますので、ご承知願います。併せて、ウェブ会議システムのウェビナー機能により、オンラインでの視聴も許可しておりますので、ご承知くださいますよう、よろしく願いいたします。

ここで本日の資料を確認させていただきます。会議次第の下に、本日の資料について記載をしております。委員名簿、配席図、資料1から資料6および参考資料集の追補版がお手元に揃っておりますでしょうか。

それでは、開会にあたりまして、福永教育長よりご挨拶を申し上げます。

(福永教育長)

皆様おはようございます。県教育長の福永でございます。本日はご多用の中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会にあたりまして、私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日は3回目の審議会ということでございまして、事務局にて作成いたしました計画素案について、ご審議をお願いしたいと考えております。前回、骨子案という形でお示しさせていただき、様々なご意見をいただきました。ご意見を踏まえまして、内容等を変更した部分もございまして、そうした点も含めてご審議いただきたいと思いますと考えております。

併せまして、先週17日に、知事を交え総合教育会議を実施いたしまして、そちらでも議論いたしました。また、県の教育委員の皆様のご意見、そして県議会等からのご意見等も踏まえて、考えてきたところでございます。

総合教育会議の内容につきましては、事務局作成の資料でも説明がございしますが、少し申し上げますと、愛や愛情を持った教育という点、主体はやはり学習者、学ぶ人ではないかという点、そしてやはり滋賀の教育大綱ですので、滋賀らしさをどのように表していくのか、学んでもらうのかという点について、ご意見をいただいたところでございます。

この計画につきましては、今は1月でございしますが、次年度4月以降におきましても、時間をかけて検討を進めさせていただく予定をしております。様々な皆様のご意見、特に中学生、高校生等の生徒の声もできる限り聞きながら、計画を作成したいと考えているところでございます。この計画が、本県の教育のより一層の充実発展、そして子どもたちの学びの充実につながる計画となりますように、しっかりと磨き上げてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、今日の夕方から、明日、明後日にかけて、本県におきましても大雪等が予想されております。教育関係の皆様方の安全について、十分ご配慮いただきますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。県におきましても、県立高等学校、県立特別支援学校の子どもたちのために、対応をしっかりと考えてまいりたいと思っております。

本日の審議会におきましては、皆様方から活発にご意見をいただけますようお願い申し上げます。開会にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、以後の進行につきましては、岸本会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岸本会長)

皆様おはようございます。教育長のご挨拶にもありましたが、今回で3回目ということで、計画の素案の審議に入っていきたいと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

早速ではございますが、議事の1、「計画の策定について」に入りたいと思います。本日は、第4期滋賀県教育振興基本計画の素案を事務局からお示しいただいております。これをもとに審議を進めてまいりたいと考えております。前回審議会でご検討いただいた骨子案をベースに、皆様からいただいたご意見の反映を図りながら今回素案を作成いただいたものと伺っております。まずはその内容につきまして、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

(上田教育総務課長)

素案の説明とともに、骨子案から変更した部分も併せて説明をいたします。資料4をご覧ください。

1ページにおきましては、策定の趣旨等を整理したところでございます。

また2ページからは、計画策定の背景について整理しております。社会が大きく変化していることとか、コロナ禍からの気付き、また、子どもたちが多様化していることなどを整理したところでございまして、4ページの⑤におきましては、教職員のウェルビーイングを考える上で、支援する視点も必要とご意見をいただきましたので、今回、タイトルに「教職員を支える」という文言を追加したところでございます。

6ページからは、第3期計画の成果と課題を整理しておりまして、数値目標と実績の状況も併せて整理しております。現在の計画の施策体系に沿って整理しております。

14ページをご覧ください。基本目標につきましては引き続き、「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」としたところでございます。

また、サブテーマにつきましては、骨子案の段階では「一人ひとりの幸せ育む滋賀の教育」としておりましたが、ウェルビーイングの概念に含まれる、社会全体の幸せが表現できていないというご意見ですとか、近江の心を生かすべきといったご意見等を踏まえまして、今回、「三方よし」で幸せ育む滋賀の教育」としたところでございます。

20行目からを読み上げますと、「諸外国で重視されてきているウェルビーイングの考え方は、本県で受け継がれてきた「三方よし」の幸せとも共通するものです。本県の教育においては、子どもたち一人ひとりの資質や能力を育み、その可能性を十分に広げていくことを通じた、それぞれの幸せの実現とともに、教育に携わる当事者である教職員や家庭等における、教育への関わりを通じた充足感による幸せの実現を図ります。さらには、お互いを尊重し合い、関わり合う、みんなが幸せになる地域づくりに向けて、生涯学習をはじめ、様々な教育の取組を

展開します。このような「三方よし」の幸せの実現を、本県の教育の目指す方向性としします。」としたところでございます。

15ページの「全体的な方向性」では、3点を整理しております。

(1)の「すべての人が愛情を持って取り組む教育」でございしますが、骨子案では「愛情を持ってみんなで取り組む教育」としておりましたが、愛情を相手に向かうものと捉えておりましたところ、自分自身への愛情も重要というご意見ですとか、郷土愛の必要性などもご指摘いただきましたことから、修正したところでございます。

18行目からでございしますが、「こうしたことを踏まえ、本県は、社会のみんなが、自分や相手、地域社会それぞれに対して愛情をもって教育に取り組むことで、自分を大切に、相手を尊重し、地域に誇りと愛着を持つことができる人づくりを目指します。」としたところでございます。

(2)「学習者が主体の教育」でございしますが、骨子案では「学習者を主体に置く教育」としておりましたところ、「主体に置く」という表現が、教育者側の視点であったことから、今回、修正いたしました。

33行目のところでございしますが、「こうしたことを踏まえ、本県は、一人ひとりの学習者を学習の主演と位置付けて教育を展開し、それぞれの主体性を育むとともに、それぞれが主体的に学び、成長する過程を支援します。」としたところでございます。

16ページの(3)、「滋賀に学ぶ教育」でございしますが、13行目をご覧ください。「学校教育はもとより、生涯学習のあらゆる場面で、より一層滋賀に学び、地域への誇りや愛着と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育む教育を展開します。また、滋賀に学ぶ教育の展開を通じて、本県の豊かな恵みを未来へ引き継いでいきます。」としたところでございます。

骨子案ではもう1点、「個人と社会全体の幸せ(ウェルビーイング)の実現を志向する教育」という項目がございましたが、サブテーマを「三方よし」で幸せ育む」と修正したことから、内容が重複することとなりましたので、全体的な方向性から削除し、3点として整理したところでございます。

17ページをご覧ください。施策の構成を示しております。前回会議において、柱の下に各施策をまとめる項目がある方がわかりやすいとご意見いただきましたので、柱の次のレベルに見出しを設けております。柱Ⅰですと、「(1)知・徳・体を育む」ですとか、「(2)主体的に社会へ参画できる資質能力を育む」などの見出しを設けまして、その下に各施策をぶら下げております。

18ページからは、柱Ⅰの「夢と生きる力を育む」の施策でございします。

「知・徳・体を育む」としまして、19ページでは「読み解く力の育成」ですとか、20ページでは「探究的に学ぶ力の育成」、また「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」などの施策を記載しております。

21ページでは「豊かな心の育成」を位置付けておりました、「子どもの権利の尊重」ですとか「自尊感情の育成」、また22ページでは「道徳教育」、「人権教育の推進」などの施策を記載しております。

23ページでございしますが、「健やかな体の育成」について、「学校体育を中心とした運動の習慣化の促進」ですとか「食育の推進」等の施策を記載しております。

24ページからは「(2) 主体的に社会へ参画できる資質能力を育む」施策を整理しております。①については、当初「社会活躍・社会貢献意識の育成」としておりましたが、「活躍」の前に、まずは社会への参画を促すべきとのご意見をいただきましたので、今回、「社会参画」と修正をしたところでございます。この施策においては「主権者教育等の推進」ですとか、「グローバル化に対応した学びの充実」など、また25ページにおきましては、「キャリア教育」や「アントレプレナーシップ教育」の推進などの施策を記載しているところでございます。

26ページの「②情報化に対応する力の育成」ですが、骨子案では「情報活用能力の育成」としておりましたところ、情報活用には書籍等も含まれるというご意見をいただいておりますので、この項目についてはICTに関する内容だということがわかるように、「情報化に対応する力」と修正をしたところでございます。この項目では「ICTを主体的に活用できる態度の育成」ですとか、27ページの上の部分にございますように「プログラミング的思考の育成」などの施策を記載したところでございます。

(3)の「多様な学びの機会をつくる」では、滋賀ならではの体験活動や、28ページでは「地域社会を教育資源とした学びの推進」に関する施策を記載しているところでございます。また「②部活動への支援」として、「適切な部活動指導の実施」に関する施策を記載しております。

30ページからは、「柱Ⅱ 学びの基盤を支える」でございします。

まず(1)で「教職員を支え、教育力を高める」取組を記載しております。骨子案では、「教職員の資質能力の向上と笑顔あふれる学校づくりの推進」の1項目としておりましたが、教職員の施策は重要とのご意見を踏まえ、「①働き方改革を通じた笑顔あふれる学校作りの推進」と31ページの「②教職員の資質能力の向上」の2項目に分割して記載しております。30ページでは、多様な人材に学校運営へ参画いただく施策などを記載する他、31ページでは「教員人材の確保」ですとか、人材育成に係る施策を記載したところでございます。

32ページでは、「安心して学び、能力を発揮できる環境をつくる」ための取組を整理しております。①は、骨子案では「学校における心理的安全性の確保」としておりましたが、対象を明確にすべきというご意見を踏まえ、「子どもの」と修正をしております。具体的な施策といたしましては、「いじめ防止対策の徹底」、また33ページでは「学校内外の相談体制の整備」、またその下の「学校安全の推進」、34ページの「③教育DXの推進」、35ページの「④学校施設の教育環境の整備」を位置づけております。骨子案の段階では、この部分は「ICT環境を含む

教育施設の環境整備」としておりましたが、教育DX、教育施策の環境整備はそれぞれ重要とのご意見いただきましたので、二つに分けて整理いたしました。34ページの「教育DXの推進」では、「1人1台端末環境の安定的な運用」をはじめ、35ページの「一人ひとりに配慮したICTの利活用」などの施策を整理しております。

また35ページの「(3) 多様な教育ニーズに対応する」としまして、「特別支援教育の充実、インクルーシブ教育システム構築の推進」に係る施策を位置付けております。具体的には36ページでございますが、「切れ目のない指導・支援」ですとか、「多様な学びの機会の確保」、また37ページでは、障害のある人を支援する関係機関との連携などの施策を記載しております。

37ページの下②では、「魅力ある県立高等学校作りの推進」について、38ページでございますように、普通科の特色化ですとか、「産業教育の充実」、また「地域との連携の推進」に関する施策を記載しております。

また③では、「私学教育の振興」に関する施策を記載しております。

39ページでは、「(4) 学びを円滑につなげる」として、就学前教育と小学校教育との円滑な接続ですとか、大学や県立高専との連携などの施策を記載しております。

続きまして41ページからは、「柱Ⅲ みんなで学びに関わる」でございます。

まず「(1) 生涯を通じた学びを推進する」でございますが、「生涯学習の振興」に係る施策、また42ページでは、「学びの情報の充実」に関する取組を記載しております。

43ページでは、「読書活動の推進」として、「家庭や地域における子ども読書活動の推進」ですとか、40ページでは「学校図書館の活用など学校における読書活動の促進」などの施策を記載したところでございます。

また44ページの下でございますが、「③図書館を生かしたまちづくりの推進」としまして、45ページ、「図書館ネットワークの充実」ですとか、「図書館等を活用した地域づくりへの支援」の他、「子どもを真ん中に置いた図書館づくり」などの施策を記載したところでございます。

46ページからは「(2) 地域社会で学びをつなげる」としまして、「コミュニティ・スクールの推進」ですとか、部活動の地域移行についての取組を記載しております。

47ページの「②企業・NPO等と共に取り組む学びの推進」でございますが、骨子案の段階では「企業等との連携」としておりましたところ、NPOとの連携も重要とご意見いただきましたことから、修正をしております。

また、47ページの下「③ 家庭と共に取り組む学びの推進」でございますが、骨子案では、「家庭の教育力の向上」としておりましたが、家庭に寄り添う姿勢や、共に取り組む観点が重要とご意見をいただきましたことから、「家庭と共に取り組む学びの推進」と修正をしたものでございます。

具体的には48ページでございしますが、「家庭教育の活性化促進」ですとか、地域のみんなで子どもの育ちを支える体制の構築などの施策を記載しております。

48ページの下「(3) 困難な環境等にある人の学びを支える」でございしますが、こちらは①、②と項目を整理をしております。骨子案では、「困難な環境等にある子どもたち一人ひとりの学びへの支援」と1項目として整理しておりましたが、この分野の施策は広範にわたるということで、2項目に分けて整理しました。48ページの下「①学校や家庭での学びへの支援」では、49ページにありますように、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの「専門人材による支援」ですとか、「困難な家庭環境への支援」、「日本語指導が必要な子どもへの支援」などの各種施策を記載しております。また50ページでは、「②多様な学びの機会や居場所の確保」ということで、「不登校の状態にある子どもへの支援」、「学びの居場所の確保」、義務教育を受ける希望を持つ人の学びの場の支援などについての施策を記載しているところでございます。

52ページにおきましては、「施策の推進方法」ということで、国や市町との連携、あるいは進行管理について記載をしております。

53ページは数値目標ということですが、ここは今後改めて検討し、また皆様にお示しをしたいと考えているところでございます。

資料の説明は以上でございします。資料1につきましては、この素案について、1月17日に総合教育会議で説明した際にいただいたご意見でございまして、説明の方は省略をさせていただきたいと思っております。

長くなりましたが、説明は以上でございします。よろしくお願ひいたします。

(岸本会長)

ご説明ありがとうございました。

それでは質問もあるかと思いますが、審議の中で出していただいても結構かと思っておりますので、委員の皆様との意見交換に移ってまいりたいと思っております。内容も幅広くなっておりますので、前回の会議と同様に、前半と後半に分けてご審議いただきたいと思います。

まず前半でございしますが、計画策定の背景、基本目標、サブテーマ、全体的な方向性といった計画全般の考え方ということで、ページにしますと17ページあたりまでを、一つの区切りとさせていただきたいと思っております。その後、後半のご審議をしてまいりたいと思っております。本日は、特に後半の部分が文章にまとめられたところとございしますので、前半を30分程度、後半を1時間程度という目安で、ご審議いただければと思っております。

それでは前半部分の、計画全般の考え方の部分についてご審議をお願いいたします。委員の皆様のご意見を伺いたしたいと思います。なるべく多くの方からご意見をお伺いしたいと思いますので、恐縮でございしますが、お一人2分程度ぐらい

でご意見いただければと思います。どなたからでも結構でございますので、いかがでございますでしょうか。

(松浦委員)

計画素案の作成をありがとうございます。たくさんの意見を盛り込んでいただいて、ありがたいことだと思っております。

一点、意見なのですが、8ページに「特別支援教育の推進」とございます。個別の指導計画、教育支援計画のことが書いてあるのですが、作成にとどまっていけないということで、活用とも書かれていますが、令和6年度からの計画ですので、もう一步、先を行かないといけないのではないかと考えています。それは義務教育終了後の高校等の進路先へ、こうした情報をどの程度つないでいるのかという視点も書いていただけると良いと思います。

令和4年度であれば、このレベルでいいかなと思うのですが、令和6年度から5年間の計画ですので、そういったことも踏まえて考えていけると良いのではないかと意見をさせていただきます。

(岸本会長)

ありがとうございます。この点は後半の部分ではありますが、「全体的な方向性」にも関係するところかと思えます。なお、この部分は第3期の結果ということでございますが、今回は出ておりませんが、あるいは指標のところでご配慮いただければ良いかというご意見だったと思えます。

如何でしょうか。前回、ずいぶんたくさんのご意見をいただいて、14ページからの部分は、かなりそのご意見が反映されたように思います。

(草野委員)

14ページにサブテーマが書かれているのですが、先ほども教育長のご挨拶の中で、中高生の声に言及いただいたと思います。「三方よし」という言葉は、大人というか、ここで議論をしている者にはわかるのですが、子どもたちにどれくらい浸透しているかと思うと、なぜこれが本県では特別な言葉なのか、子どもたちにもわかる説明をして、それによって広まり、定着させていくことが大事だと思います。そのことは、「近江の心」、「滋賀に学ぶ」ということにもつながることであり、「三方よし」をどのように子どもたちが理解していくか、広げていくかということ、大事な視点だと思います。

もう少し話を続けさせていただきますと、「全体的な方向性」を「愛情」、「学習者主体」、「滋賀」と整理されました。これは感想ですが、この計画の性格をよく示すものになっており、この示し方、「全体的な方向性」で計画の性格を示すものになったという感想を持ちました。

それから15ページの(3)で、「滋賀に学ぶ教育」として、「地域の課題に主体的に取り組む態度を育む教育を展開」と、地域の課題に主体的に取り組む態度を育む教育を丁寧に書いてあります。これも感想ですが、滋賀の良さから学ぶだけでなく、未来に向けて滋賀を作り、高めることにつながる姿勢がここで出されているという意味で、この部分は意義があると思いました。

(炭谷委員)

1回目、2回目はスケジュールが合わず、初めての参加になります炭谷と申します。公立高等学校のPTA連合会の会長をしておりますが、それ以外に子ども若者審議会の会長もしておりますので、その観点から申し上げます。

「計画策定の背景」の2ページですが、「学習者主体の人づくり」、これ自体はその通りだと思います。ただ、背景として、一つはOECDが言うような、「エージェンシー」などといった観点と、子どもの人権という観点があると思います。

こども家庭庁も誕生しますし、こども基本法も成立しました。子どもの人権とは、今までは守られる立場、擁護される立場といった、福祉ベースの人権理解から、権利ベースの人権理解に移っていくのが、今回のポイントになるところだと私は理解をしています。

そうしたときに、今までは社会の中で擁護されるだけの立場だった子どもたちが、そうではなくて社会の主権者として、子どもたちが感じたことを、意見として述べるができる。そしてそれを我々も真摯に聞いて、社会の中に組み込んでいこうということが背景にあって、「学習者主体」の学習が出てきたのだと思います。

子どもたちが、ちゃんと自分の意見を述べる能力をつけていく。今はまだ、なかなかそうなってないような気がします。この「背景」に、そうした人権が、今までは守られるだけ、擁護されるだけだったものが、子どもたちが主権者であるといった文言が少し入っていると、より理解しやすいと思います。社会的な背景を踏まえて、これが必要だということが言えればと感じたので、お話しさせていただきました。

(岸本会長)

ありがとうございました。大変重要な視点をご指摘いただいたと思います。

子どもの意見を反映して計画を策定していくという方向性を示しておりますが、これも意見の主体として扱うという方向性でございますので、大変重要な御指摘だったかと思えます。

(堤委員)

意見としてお聞きいただければと思うのですが、サブテーマの「三方よし」、一般的には商業的な意味合いの言葉と捉えられますが、それを教育に落とし込

むということで、前回までにも言われてきたように、やはり最終的には世界全体に通じるSDGsに関わってくるところがあると思います。

指導者がこの言葉を使ったときに、たとえば豊郷町の中学校には、自分を愛せ、友だちを愛せ、学校を愛する生徒という言葉があって、非常に明快であると思っています。また、たとえば安全教育ですと、自転車大会などでは、右よし、左よし、後方よしと、三方がはっきりわかるように表しています。商業的にはやはり、売り手よし、買い手よし、世間よしとなりますし、その場面場面によって「三方よし」の意味合い、捉え方は違ってまいります。しかしこれを、教育者として子どもたちを見るときに、言葉遊びにならないようにしていくためには、もう少し噛み砕いた言葉が必要なのではないかと思います。

サブテーマでは「三方よし」「で」幸せ育む」と、「三方よし」を基本とするというか、ベースに置いております。しかしその説明中、「三方よし」「の」幸せ」という表現があります。これは、ベースとして「三方よし」なのか、目標としての「三方よし」なのか、その辺り、色々な捉え方になってしまうかなと思いました。我々は、「三方よし」という言葉を、これまでの議論を経て、一定の共通理解のようなものがあると思いますが、この計画を全体に広めたときに、どのように受け止められるかということから、もう少し絞り込んでいった方がわかりやすいと思いました。

(岸本会長)

ありがとうございます。サブテーマ、あるいは「愛情をもって」のところにも、自分、相手、地域社会とありますが、「三方よし」の内容の説明についてや、「三方よし“で”」なのか、「三方よし“の”」なのか、あるいはウェルビーイングに関しても「三方」に通ずる部分があったと思いますが、その辺りの整理をもう少しということと、より子どもたちにもわかりやすく、というご意見だったかと思っています。

(中作副会長)

今のご意見は、大変貴重だと思います。

まず「三方よし」ですが、「三方よし“の”幸せ」は、やはり引かかるなと思います。「三方よし」とは仕組みではないかと思っております。

そもそも、「三方よし」が生まれた原因が、他国で商売をするようになったからだ。自分の身の回りではなく、知らない人のところに行って、近江から大阪、近江から江戸へ行って商売をするようになったから、「三方よし」という仕組みが生み出されたというふう聞いております。

そういう意味で言うと、「三方よし」イコール幸せとは、何かピンとこないな、と聞いておりました。

関連しまして、16ページでは中江先生を取り上げていただいておりますが、確か前回か前々回でのご意見にあった、「何をどのように学び、何ができるのかということを知らせてほしい」ということでいきますと、列挙された先生方に、個人的には伊藤忠兵衛さんや、豊田利三郎さん、広瀬宰平、伊庭貞剛など、やはり何をどのように学んだら何ができるかといった、現代につながるところも「近江の心」の中に入れては如何かと思えます。

あともう一点ですが、「学習者が主体」、素晴らしいと思えます。ぜひ学習者に教育を評価してもらっては如何でしょうか。特別支援学校の子たちが特別支援学校をどう評価するかや、小学校の子たちが、高校の子たちが、学校をどう評価するかについても、評価に入れても良いのではないかと思いました。やはり主体であるならば、評価させないといけないのではないのでしょうか。そこまで踏み込んでも良いのではないかと思いました。

(岸本会長)

ありがとうございました。非常に重要なご指摘と思えます。

私からも意見を付け加えさせていただきますと、先ほどの「学習者が主体の教育」に関しまして、評価も、成績評価のための評価、指導の改善のための評価、そして3番目の評価として、学習としての評価がございします。評価の主体が成績であったり、指導改善のための評価の主体は教師や教育者ということでございしますが、学習としての評価という考え方は、評価の主体を子どもたちに置く考え方でございしますので、その点を盛り込めたら良いと個人的に賛同いたします。

また、「滋賀ならではの学び」ということで、第2期学ぶ力向上滋賀プランや、第3期教育振興基本計画から取り組んでおります「読み解く力の育成」につきまして、読み解く力を発揮する子どもたちの学びというものは、子どもたちが本当に素晴らしい姿で、かなり学校現場にも広がり、成果を出しつつあるように思います。子どもたちを学習の主体に、というときに、そういった学びの姿を、教師も、あるいは学校、地域、保護者を含めて一丸となって実現しようといった取組もここに入ると良いと思っております。

(南出委員)

計画の素案をありがとうございました。意見になるのですが、人、特に子どもたちは、自分のことが大切、好きであれば、次に周辺の相手のことを好きになれると思いますし、その後によろやく、もっと周辺の、全体を愛することができると思います。

「滋賀に学ぶ」に関しては、滋賀自体が、子どもにとっては周辺と一緒に思えます。まずは自分の学区、まちを好きになることが、一番に必要なと感じています。自分のまちが大好きになったら、次に自分の市に目を向けることができ、その次によろやく滋賀県を感じ、考えることができると思っております。

この後の部分で、コミュニティ・スクールのことも掲げられていますが、子どもたちに、もっと地域についての学びの場を増やしていくことが、滋賀に学ぶ教育につながっていくと感じました。

(深田委員)

基本的な方向について、今までの様々な意見が反映されており、とても素晴らしいと感じております。先ほど中作副会長より、学習者に評価をさせる、学習者が評価できるような主体性を育てるということで、それは大事な視点だと思います。ただ、評価というものは、少々難しい側面を持っていると感じるところがございます。

授業改善のためには、学習者の評価が必要ですが、その評価の方法はどんな方法を採用するか、教師をどういう方法で見取るかというのは様々な方法がございますが、例えば生徒に、今日の授業はどうだったか評価させるということを研究でやろうとしたときに、多くの先生方は嫌がります。生徒に授業を評価させるということ自体、如何かという問題もあります。

それを受け入れなければ授業改善はできないというご意見も当然ございましょうが、現実として、先生方は一生懸命やっておられて、その中で子どもから様々に評価されるのは、相当に精神的な圧迫というか、窮屈さを感じるのではないのでしょうか。今でも様々なことを守ろうとか、改善を図ろうとか取り組んでおられることを思うと、さらに評価が必要かというふうに思います。

あともう一つですが、現在でも学校評価が行われていると思います。子どもが持ち帰り、保護者と話し合って学校について評価する大事な活動なのですが、一つ間違えると、学校が家庭のいろんな意見を吸い上げて、それにできるだけ応えるようにサービスを提供するような形になっていくと、教育としては如何なものでしょうか。つまり、消費者の立場で考えると、サービスが悪いとクレームしたくなると思うのですが、教育とはそういうものではなく、学校と家庭が共に連携し合って取り組んでいくものだと思います。

中作副会長がおっしゃった、学習者の評価能力は非常に大事なものであり、育成していくべきとは思いますが、活字ではっきりと明記されたときに、それが勝手に動き出してしまうこともありますので、慎重に考えていく必要があると感じます。

(福井委員)

今後の指標の検討につながればと思い、お話をさせていただきたいと思いません。

私は特別支援学校で、小学部、中学部、高等部の児童生徒たちに対応し、これまで卒業生を送り出してきました。子どもたちの表現する力や理解の力は校種

や学年、生活年齢、発達段階によって違うのですが、子どもたちからの評価を真摯に受け止めなければならないといつも思っております。

卒業し、成人した元生徒が話をしてくれることがあります。私が高等部で対応しました生徒が、卒業後10年ぐらいになるのですが、仕事は離職、再就職を繰り返しながら自分の生活を整え、家族との関係性を築き直し、節目ごとに連絡をくれます。最近、家庭を持ったと聞きました。私が面談の時間を多くかけながら次の目標にどういうふうに向かっていくか話していた生徒なのですが、その話をしてくれた時に、あの時、先生が繰り返し同じことを言っていたことが今はわかると言ってくれました。

一人ひとりそれぞれの育ちの伸びていく大ききとか、そこに関わる時間の長さは違うと思うのですが、いずれは大人になりますから、学ぶこと、伝えるべきことはしっかり伝えていかなければなりません。その時に受け入れられる量がどれだけあるのか、その時には溢れている状態だったとしても、その後の育ちの中で、またそれを思い出して吸収できるとか、新しい人との出会いの中で、新しい考えを構築していくとか、そうした育ちはずっと期待できるものだと思います。

表現の仕方はそれぞれですし、生活のスタイルもそれぞれですが、卒業した後、高校を出た後、大学や就職先でどういう生活を送っているのかとか、どういう考えを持っているかということから、やはり教育者は自分を評価していくものだと思います。自分自身の実践を評価することで、目の前にいる子どもたちへの実践を改善していくことは大事にしたいと思います。

(岸本会長)

貴重なご意見をありがとうございました。ここで前半の議論を簡単に整理しておきたいと思います。

8ページに関して、福井委員あるいは松浦委員から、特別支援教育に関わって、卒業後の進路とも併せて、切れ目なく支援していくということで、個別の指導計画や個別の教育支援計画の引き継ぎについて、卒業後まで見据えてといったことですか、それぞれの育ちに関してご意見をいただきましたと思います。

それから14ページに関しては、草野委員からは全体的な方向性として整ってきたとか、堤委員や中作副会長からは、「三方よし」について補足していただいたところでございます。

また、「学習者が主体の教育」について、評価のところ、少し意見の分かれたところもございましたから、文言にどこまで入れるかは別として、やはり学習者主体というときには、評価の問題が少々含まれるのではないかと思います。

読み解く力の育成については如何かという意見もあったかと思います。

それから全体にわたるご意見もございましたし、このようなところだったかと思っております。少々、漏れもあるかもしれませんが、前回も事務局で上手に引き取

っていただき、反映していただきましたので、事務局におかれましては、今後の計画案への反映について、ご検討をよろしくお願いしたいと思います。

そうしましたら、後半の議事に進めていきたいと思います。

施策の柱、施策、主な取組ということで、柱が三つございますが、どこからでも結構でございますから、ご意見を頂戴したいと思います。

(武井委員)

私からは、柱Ⅲに関わって、少し意見を述べさせていただきます。

まず、全体としては前回の議論などを踏まえ、とてもわかりやすく、読みやすくまとめていただけたという印象を持っております。

その上でですが、まず柱Ⅲの一番最後のところ、50ページになります。「多様な学びの機会や居場所の確保」という項目を新たに追加して設けていただいたと思います。独立させたことはとても意義深いと感じておりますが、この中のiiとiiiのところに「学びの居場所の確保」という言葉と、「義務教育を受ける多様な機会への支援」という言葉が出ております。おそらくiiの方は、いわゆる不登校、学校に行っていない子どもたちへの支援体制で、iiiの方は、夜間中学などを意識した記述というふうに思ったのですが、iiの方は、言葉としては「学びの“機会”と居場所の確保」かなという印象を持ちました。この辺りは上の、「②多様な学びの機会や居場所の確保」という言葉とも関わってくるところだと思えますが、“不登校の子どもに対する”という言葉をつけるなどしながら、学びの機会と居場所の両方を確保していくことが必要だということが伝わるいいと思ったところです。

同時に、iiiで、「義務教育を受ける多様な機会への支援」ということで、業界の人が読めば、これは夜間中学と思うのですが、これだけを見ると、一体何を意味しているのか、少し分かり辛い気がしました。「義務教育を受ける希望を持つ」人に向けてということだと、夜間中学という形態なのか、他の形態もあり得ると思います。どういう形で学齢期を過ぎた人に学びの機会を作っていくのかということが伝わるメッセージがあると良いと思ったところです。

もう一点、46ページの「(2)地域社会で学びをつなげる」という項目ですが、前回、NPOを入れていただきたいと申し上げたことを踏まえ、②に入れていただいたのだと思います。私としては、学校と地域の連携協働、特に高等学校段階を考えたときに、NPOの存在は無視できないというふうに思っております。実際にそのような学校も増えておりますので、①にも関係してくるのかなと思えました。

特に今、iiiの「部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」が非常に大きな課題だと感じております。最近、学校運営協議会や地域学校協働活動を実施されているところにお伺いしても、こういった制度や事業を部活動の地域移行の一つの仕掛けとして使えないかと、市町のご担当の方や学校の先生方からお願い

されることがあります。現実問題として、どういう道筋で地域移行を進めていけばいいのか、あるいは地域の諸団体とつながっていけばいいのかというところがなかなか見えてこないというお話を聞くことがあります。

特にiiiの最後に、公立中学校で行う部活動について、地域などへの「移行を検討します」となっておりますが、県の教育振興基本計画として、市町の地域移行への支援体制を県としてどのように作っていくのかということが、公立中学校の場合は非常に大事になってくると思います。もちろん、学校の先生方で部活動を見たい方は見られる体制というのも一つはあると思いますが、並行して、地域の諸団体にどのように移行を進めていくのかを支援していけるような体制を、ここに書き込んでいただけると良いと感じました。

(和田委員)

武井先生から部活についてご発言いただきましたが、中学校においては本当に切実な問題でございます。4月に担当を決めるのも本当に大変で、部活動指導員の配置を切にお願いして、運営をしている次第です。

部活は子どもたちの元気の源というか、本当に大切なものだと分かっているのですが、国から地域移行と言われ、各県市で様々な取組をしているとの情報が入ってまいります。そうした中で、現場にいる者としては、どうなっているのかがはっきりと見えてこないのが実情です。その辺りを明確にさせていただきたいということがお願いであり、「検討」という表現でございますので、具体的な検討を早急にしていただきたいと思います。

移行の進展については、教職員の働き方改革において、やはり部活は切実な問題でございますので、期待している部分もあります。教職員のモチベーションも、「いつなんやろう」とか、「どうも見えてこない」というのが実情でございます。

ただ、子どもたちに部活が必要だということは、先生たちは本当によく分かっておりますので、今、先生がおっしゃったように、明確な形でお示しいただければ大変ありがたいと思っております。

(炭谷委員)

先ほど全体のところでも申し上げようかと思ったのですが、「学力」という言葉を入れないのかということです。「たくましさ」とか「心豊かな」という言葉の中に入っているとは思いますが、滋賀らしいと言えば滋賀らしいのですが、親の立場からしますと、学ぶことが楽しいという感覚を伴った学びになっていない感覚が私にはあります。「学力」といいますのは、知識量という意味ではなく、「学ぶ力」と認識しておりますが、そのような記述は入らないでしょうか。

それに伴い、柱IIの30・31ページで、先生方の働き方改革と教職員の資質能力の向上、これはコインの裏表だと思うのですが、指導力の問題といえますか、私の感覚や知り得る情報でいいますと、トップ層の子たちを伸ばす先生たちの資

質向上の時間が、決定的に足りていないと思います。先生に質問に行っても答えられない状況がたくさん起こっております。特定の先生しか答えられない。予備校に行かない限り、難関校に行けないという状況が、現実としてございます。

このように考える一方で、一生懸命、様々な取組をやればやるほど、先生方の負担が増えていきますから、どこかを減らさなければなりません。部活の移行に関しても、減らしているようで増えている可能性もありますし、その辺は十分に把握しておりませんが。

いずれにしても、このままではいけないとなったときに、不登校の子たちに対応するスクールカウンセラーなど、専門家の登用があると思います。具体的に名前を入れるのが良いか分かりませんが、スクールロイヤーなどはあまり考えられないのでしょうか。私はいじめの第三者委員をやっていたときに、弁護士に相談できるかどうかは、非常に大きいと思いました。

先生方の負担の軽減を考えたときにも、そういう制度というか、単純に労働時間を減らしましょうということではなく、先生方の仕事の割振りを、もっと授業に力を入れていただいて、それ以外の部分については、専門家をどのように導入、実行していくかを考えていくのが良いと思います。そうしていくことで、学力の向上を明確に、学ぶことは楽しいことだということを一層伝えられると思います。

先生方も、今は違うところに結構エネルギーを取られている気がするので、その辺を明確に、関係する色々な箇所について申しましたが、そうなっていけば良いと思ったので発言させていただきました。

(松浦委員)

質問も兼ねて、何点かございます。

22ページですが、viの「発達支持的生徒指導の推進」ということで、こちらは今までにない項目だと思います。生徒指導提要进行をじっくり読みますと、まさにこの通りだと思います。今までの生徒指導がどのような視点で、こういうふうに変わっていくという、変容の部分についての記述があると良いと思います。今までの生徒指導のイメージから脱却しましょうとか、そのようなところに言及されると有り難いと思います。

45ページに「iv 子どもを真ん中に置いた図書館づくり」と書かれております。「子どもを真ん中に置いた図書館」というものが、県立図書館ではなさそうですが、どの図書館を指しているのか。また、「子どもを真ん中に置いた図書館のあり方」とは、子ども図書ということなのか、子ども図書館ということなのか、県のお考えをどこかでお聞かせいただければと思います。

また、50ページにつきましては、先ほど武井委員がご発言されたことは、私も同感であります。「学びの“機会”や居場所」というふうに記載いただければと思います。

(宇都宮委員)

学校図書館について発言いたします。

26ページに「情報化に対応する力の育成」ということで、この項目は書籍の活用ということよりも、ICTを主体的に活用できるようにしていく取組なので、はっきりするように名称を改めたところの説明でしたが、活字資料をきちんと活用する能力を育むことを基本にするという部分が、全体を通して非常に薄いと感じます。この計画全体において、ICTや情報化を取り込むことについての記述は非常にたくさんあるのですが、学校図書館を充実させ、活字資料をきちんと活用することのできる環境を整えることが、しっかりと位置づけられていないように思います。そのところは、何とか変更いただけないかと思います。

学校図書館については、44ページにも書かれてあります。かなりページを使って書いてくださっていますが、この項目は「読書活動の推進」に位置付けられております。二つ目の「◆」に、「学校図書館が組織的に運営され」て、学校長も学校における「学校図書館の利用促進を図り」、「学習活動に活用できるよう」と書かれております。どうしても学校図書館というと、子どもの読書のための施設というふうに、社会的にも学校の中でも思われており、そのために後回しにされることがありますが、子どもの学習のため、読み解く力の育成や、情報活用能力の向上のためには、基本的には学校図書館の整備をしなければ進まないと思います。どこかで書いていただければと思うのですが、「読書活動」に構成付けられているため、組み替えることが難しくなっていると思います。せめて、先ほどの26ページの、「情報化に対応する力の育成」のところに、“活字資料を活用することも基本にしながら”のような文言を入れていただき、それも大事にするという姿勢を示していただければと思います。

それと、30ページですが、「多様な人材の学校運営への参画」として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどが列挙されておりますが、学校司書や、その他の専門的な人材についても文言として入れていただければと思います。

学校図書館につきましては、私がこの場で個人として発言しているだけではございません。これまでは公共図書館の範疇ではないためあまり話題にはならなかったのですが、近年では、学校図書館を抜きにしては、子どもの読書や子どもの学び、子どもへの支援は語れないことから、県の公共図書館協議会の会議でも、学校図書館が大事だとたびたび発言されています。県として、学校図書館の望ましい基準を作ってほしいといった意見も出ています。

それから、先週に開催されました、しが子ども読書活動推進協議会という県の会議におきまして、これは県の公共図書館とは全く違う組織なのですが、そこでも、会長からのまとめとして、学校図書館の充実について、県として学校司書の配置が大事であることを市町へ呼びかけてほしいとご発言がありました。幼小

中教育課とか、個々の課が呼びかけるということではなく、県として、学校司書の配置が大事と呼びかけてほしいというご発言でした。様々な場面で学校図書館が今の問題、課題だと指摘されておりますので、ぜひこの計画のどこかに、きちんと位置付けていただきたいと思います。

(福井委員)

学校図書館の充実に関して、公共図書館と学校が連携できて本当にありがたかったという事例を一つご紹介させていただきたいのと、そういう活動を通して、子どもにも、教員にも育ちがあったということもお伝えしたいと思います。

私の前任校では、地域の町立図書館から、月に1回、100冊単位で本をお借りすることができ、子どもたちは常に新しい本に学校で触れることができました。初めは、もし子どもたちがこの本を破ってしまったらどうしようとか、何かあったらどうしようとか、いろいろ心配はありましたが、そうした時の対応も考えながら、図書館からご協力いただきまして、本当に子どもたちは喜んで本に触れておりました。

子どもたちの発達にふさわしい本を選ぶことは、教師に力が求められます。子どもの発達段階であるとか、様々な経験の中で出てきた知識をもとに、興味を満たし、さらに興味を引き出していく、本当に、教科を連動させたような視点で本を選ぶことが大事になって、教師にも非常にためになりました。本当にありがたい取組だと思っていますので、そういうことがもっと広がると良いと思います。

(和田委員)

私は、県教育委員会で読書活動推進の仕事をさせていただきましたが、学校に戻ってから、中学校の学校図書館ですが、学校司書の先生がおられることによって、ずいぶん利用が多くなりました。特にお願いしておりますのは、44ページに「ビブリオバトル」のことが書かれておりますが、これは高校生の読書率が低下することを意識されていると思うのですが、中学生でも十分できることですので、「特に」とまで絞り込まずに、中学生も含めていただけると良いと思います。各中学校では、そうした取組を進めておられると思いますので、含めていただくことで、学校司書の励みにもなると思います。

もう一点ですが、学校図書館は読書をするだけではなく、授業の情報を扱う場所を担うということで、本校は来年度、学校図書館の研究大会をしますが、その中で、ICTと図書館を使った授業構築を取り扱おうと決めております。こうしたことからやはり、「情報化に対応する力の育成」に、先ほど委員がおっしゃったような文言が入っても良いと思いますし、もう一点私が思いますのは、学校図書館はやはり生徒の居場所ということですので。特に行くところのない休み時間や、放課後、行くところがないときなど、ふらっと立ち寄って、学校司書の

読み聞かせを聞いたりできる場所でもあります。何かそのような言葉を入れていただくと、個人的な意見ですが嬉しいと感じます。

また、30ページの、「多様な人材の学校運営への参画」ということで、先ほど委員がおっしゃられた学校司書に関するご発言は、本校にとっても本当だなど納得いたしました。学校司書を表示していただきたいと改めて感じた次第ですので、よろしくお願いいたします。

(中橋委員)

「読み解く力の育成」が柱Ⅰの主な取組として書かれておりますが、特にここ3、4年、小中高等学校で読み解く力の育成はとても推進されてきたと感じております。

今回の1月に行われた大学入学共通テストでは、どの教科でも読解力を問う問題がとても増えているという印象を受けました。

こうしたことも踏まえ、「読み解く力の育成」については、より増量して、たとえば今まで表してきた図もあったかと思いますが、そうした図も一緒に掲載されるなどしていただくと、よりわかりやすく伝わると感じました。

私も教員を目指す立場として、教員の働き方改革や、教員の資質能力の向上についてはよく考えます。例えば、働き方改革については、優先順位を付けたり、早く退勤することに関しては、教育実習に行かせてもらった学校では、水曜日はなるべく仕事を早く終わらせて、8時までには学校を出る取組を推進されていきました。ただ実際には、それでも仕事量としては終わらずに、たとえばワークプリントは自宅で作成しているという意見を伺い、ワークライフバランスが確保できていないと痛感しました。

理想の話になるとは思いますが、今より仕事を細分化して、担当を決めることは考えられないでしょうか。部活動も同様に、地域委託だけでなく、部活動を重点的に担当する先生の確保などとは考えられないでしょうか。確かに、教員の人材の確保は、教員を目指す人が少なくなってきており難しい状況と思うのですが、将来的に、今後何十年と先を見据えると、学校教育がより発展していくためには、より業務を細分化して、そこに優秀な人材を配置できるような、環境を整えていくことが大事だと感じております。

(南出委員)

46ページのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動につきましては、柱Ⅲの「みんなで学びに関わる」に入っております。地域のコミュニティ・スクール等の準備に関わっているときに感じるのですが、これからの時代の働き方改革の推進の上では、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動は切り離せない存在になってくると思います。

よくコミュニティ・スクールと地域学校協働活動は両輪と例えられますが、学校、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の三本柱が一つになって、これからの学校経営は成り立っていくのではないかと思います。コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の存在は、地域の「みんなで学びに関わる」というところではなく、「学びの基盤を支える」のところに加え、そういう意識を持っていただくのも良いのではないかと感じております。

(深井委員)

就学前教育についてお話をしたいと思います。

39ページの「就学前の教育・保育の充実および小学校教育との円滑な接続」ですが、「幼稚園教諭等の指導力の向上」というところでは、「幼稚園教諭・保育士・保育教諭」という並びで書かれておりますが、その下の「◆」では、「保育所・幼稚園・認定こども園」と順番が異なっております。もし揃えるのであれば、“幼稚園・保育所・認定こども園”という並びにすると良いと感じました。

それから、現行の教育振興基本計画にも書かれておりますが、就学前教育と小学校教育との接続が、なかなかうまくいってないという状況がございます。最近でも、“幼児期の終わりまでに育てほしい姿”というものを、小学校と共有しながら引き継いでいこうと言われており、今は“幼保小の架け橋プログラム”の実施に向けて取り組んでいるところなので、“架け橋期”についても言葉として入れていただければと感じております。

就学前教育と小学校教育との接続については、幼児教育の質の向上ということはこちらに書かれておりますが、それだけではうまく運ばないのではないのでしょうか。小学校教育とつなげていく観点からは、小学校との架け橋期においてもカリキュラムを作っていくとか、今はそのような方向にあり、小学校の先生方も取り組んで下さっております。円滑な接続の推進のためには、就学前と小学校の両者が、お互いに学び合って高め合うことがとても重要になってきていると思います。ここをさらっと読むと、就学前の質の向上という印象になりますが、その部分もありますものの、小学校との接続のために両者が取り組んでいく重要性も、少し含んでいただけると有り難いと感じます。

それと36ページの28～29行目ですが、先程申し上げた箇所は“幼稚園、保育所、認定こども園”と書かれておりましたが、この箇所では“幼稚園、小・中・高等学校に在籍する子ども”と書かれております。昨今、幼稚園に在籍する子どもがとて減っており、保育所やこども園で長時間在籍する子どもがとて増えている状況がございます。滋賀県の子どもたち、就学前の子どもたちと考えた場合には、その辺りを網羅した形で、指導力の充実が必要だと思いますので、“幼稚園”という枠組だけでなく、全体的に“就学前教育”として捉えていければ良いと思います。

(草野委員)

20ページに「iii 探究的に学ぶ力の育成」とございますが、今の探究的な学びには、課題発見のフィールドの提供や、研究手段の提供といった条件を整えることが必要だと思いますので、計画策定側として何ができるかということが書かれる必要はないかと思いました。

同じ20ページに「vi 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」ということで、「一人ひとりの特性や学習進度、学習到達度等を把握」とあります。日頃の探究活動の成果を提出物で見るとか、日常の学習活動の評価を授業でのやり取りや小テストで判断するというのも大事だと思いますが、やはり明確なねらいを持って実施されている全国的な調査をしっかりと活用する、こちらから積極的に活用しに行くことによって、学学調査も活かしていくことができると思います。

私は守山高校で部活動指導員をさせていただいておりますので、部活動の話が気になるのですが、28ページに「部活動への支援」として、「持続可能で適切な運営が図られるよう支援」と書かれております。部活動については、実は、生徒にとっても先生にとっても“運”のようなところがあります。

生徒にとっては、やりたい部がその学校にあるかとか、やりたい部に出会えるかとか、あるいは教えてくれる先生がいるかとか、教えてくれる人がいるかとか、そうしたことがあります。先生にとっても、教えることができる種目などの部があるかとか、その部を受け持つことができるかとか、教えたい部を持つことができるか、などがございます。

この辺りをどうカバーしていけるかというのは、やはり人事や学校のあり方などの、高く大きな立場から考える必要があるのではないかと思います。

その関係で、「部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行」が46ページに書かれておりますが、中学生でも、学校の部活動か地域・広域のクラブチーム、どちらか一方に絞って活動する方が良いとも聞いております。ここで書かれているような方向性であっても、両者の活躍の場を保障してあげることは非常に重要だと思います。どちらか片方へ移っていくのではないということで、実際には難しいかもしれませんが、ハイブリッドの要素といいますか、子どもによってはクラブチームに行ってみただけど、やっぱり学校でみんなと一緒にやりたいとなったときに戻れる、といった意味合いですが、そういう要素も残してあげられればと思います。

部活動に関しては、こうした意味の重要性もあり、そして先ほど申し上げたような、人事的な面、学校のあり方の重要性もあり、部活を見させていただく中で、色々と考えるところがございます。

(八幡委員)

柱Ⅱの「教職員の資質能力の向上」につきまして、特別支援学校の先生方にはとても勉強をしていただき、保護者も安心して通わせていただいているのですが、各市の小学校の先生方の資質につきまして、大変失礼に当たるかもしれないのですが、きちんと理解されたうえで指導していただけているとは感じられないような話を聞くこともあります。県として各市町の先生方への勉強する機会などをたくさん持っていただけたら助かると感じております。

また、幼稚園や保育所などでは、加配で付いていただいている状況のみですので、そういうところでも療育的な対応ができる先生の配置とかも目指していただけると、親としては有り難いです。そのときにやったことは、その後にごく結びついていきます。この時期にこういう先生がここにはいるということが、幼稚園を選ぶお母様方が減っているというところで、できてくれば良いと思います。そういうところにも目を向けていただければと思います。

(松浦委員)

46ページのコミュニティ・スクールと地域学校協働活動に関しまして、全ての学校がコミュニティ・スクールになっております湖南省の現状を考えますと、その先にスクール・コミュニティと、学校が中心になってコミュニティを作っていくようなことも考えていく中で、やはりコミュニティ・スクール、あるいは地域学校協働活動に関わってくださる方ご自身が当事者として、学んでもいただいております。

こうしたことから、「みんなで学びに関わる」に位置付けられているのが私としてはしっくりきますし、結果として、学びの基盤を支えていただいていると考えております。

(磯部委員)

37ページの16行目、「障害者を支援する関係機関との連携」の「社会参加ができるよう、関係機関と連携して」ですが、「関係機関」について、具体的な機関名を挙げていただくと、具体性を持たせることができますし、当該機関の職員さんにも積極的に教育との連携を考えようと思っただけなのではないかと思えます。

また、「障害者を支援する」というところにつきましては、“者”だけではなくて、“児”、子どもも含めまして、“障害児者”というふうにしては如何でしょうか。たとえば幼児期ですと療育機関がありますし、障害のある子どもたちに関しては、今、放課後等デイサービスが非常に活用されて新しいスタイルにもなると聞いておりますので、そういった表現を入れていただくことで、福祉の側からの意識付けにもなるのではないかと思います。

もう一点は、36ページの、用語のことですが、福井委員のご意見なども後ほど伺えればと思いますが、「特別支援学校」と書いてあったり、「高等養護学校」と書いてあったり、少々用語が不統一だと感じます。国の用語では“特別支援学校”ですが、県では“養護学校”という名称になっておりますので、その辺はどのように統一した方がいいのか関係者の方々でご相談いただければと思いますが、一般の方は“特別支援学校”が滋賀県では“養護学校”だということすらご存知ない方もおられますので、その辺を踏まえて統一をご検討いただければと思います。

それから武井委員がおっしゃった、夜間中学のことですが、私も同様に思っております。先日、インターネットに、滋賀初の夜間中学が甲西中学校にできるというニュースが出ておりましたので、ぜひ名称を入れていただければと思います。

それからこれは直接関係しないと思うのですが、学び直しの点に関して、大阪ではエンパワメントスクールという、府立で、小学校の内容から学び直すことができる高校を、何校か指定されております。色々な問題もあるだろうとは思いますが、そういう構想が滋賀県にも今後に向けてあるのかどうか、この機会にお伺いできますでしょうか。今後、必要になってくる気もしますので、直接関係はないのかもしれませんが、お伺いする次第です。

(福井委員)

少々重複するところがあるかもしれませんが、36ページです。

一つは質問です。「i 切れ目のない指導・支援」、「ii 多様な学びの機会の確保」、と続いています。この見出しの並びにはおそらく意図があると思いますが、どのような意図でしょうか。教職員の資質能力の向上と、仕組みづくりの、大きく二つのカテゴリーがあると思うのですが、どういうカテゴリーをどういう順番で示されているのかが少々分かりにくかったので、伺いたいと思います。

あとは意見になりますが、37ページにキャリア教育に関する取組が示されています。また、別の箇所に、小中高校向けのキャリア教育について書かれた部分もございますが、キャリア教育に関しては、障害の有無はそれほど関係しないのではないかと思います。子どもたちが、発達の状況や生活の中でつけてきた力に応じて、系統的に実践していくものであると思いますので、分けて書く必要があるのかと思います。就学前の段階からキャリア教育の視点で実践をされていることと思いますし、子どもたちは人と共に育つ中で、自分のやりたいことを見つけていき、それを目標にし、人の役に立つ経験を経て自信をつけていくところがあると思います。分けて説明するのであれば、その必要性を確認しなければなりませんし、項目をつなげて、子どもの成長がこのようにつながっていくとわかるような書き方もあるように思います。

(寺田委員)

部活動の話がたくさん出ておりますので、私も一言発言をさせていただきます。

私はタイトルの問題だと思っているのですが、柱Ⅰの(3)「② 部活動への支援」というだけでは、誤解を生むのではないかなと思いました。

28ページを見れば、今後の展望も書かれておりますが、「部活動への支援」とタイトルだけを見れば、現状の部活動を強化するといった、うがった見方をされる可能性もあると思いますので、もう少し表現を変えた方が良いのではないかなと思いました。

(堤委員)

31ページの「教職員の資質能力の向上」について、一言意見を述べさせていただきます。

優秀な人材を確保していくということで、非常に大きな課題とっております。過日も、文部科学省から、採用時期も含めて柔軟に取り組むようにといった通知があったと思います。それに続いて、滋賀県も大きく方向転換されるかと思う中で、多様なジャンルから人材をどのように発掘するか、しかも、企業よりも早くという失礼なのですが、そうしたことも大きな課題になってくると思います。

先生方の中には、非常に教科の指導は優れているものの、子供との関わりとなると弱い方もおられます。しかし、一般社会でボランティアに関わっておられる方の中には、私もいろいろ見てきたのですが、うまいと感じることがあります。子どもの心をきちんと惹きつける話術というか、人柄というか、そういう素晴らしい方がおられます。

別の例ですが、やんちゃ坊主の意見をよく聞いて、また、やんちゃ坊主もその人の指導をよく聞いているという場面に出くわしたことがあります。

そういったことを考えると、これからの教育は、幅広いジャンルからの人材をどのように学校で登用するかが大事だと思います。サポーターではなく、指導者として登用することが、生活の安定の面からも大きいと思います。サポーターからもう一段階上げた採用の仕方も考えていただくことを見据え、「教員人材の確保」についてはもう少し文言を柔らかく、また広く提示していただいた方が良いと思いました。

(望月委員)

30ページ、31ページに関しまして、感想になるとは思いますが申し上げます。

先ほどから色々な話題が出ていて、どこで入ったら良いだろうと、目の前で大縄跳びがずっと回っているように感じておりましたが、最後の方に教員の話がありましたので、そこに関して触れたいと思います。

部活動指導員などを配置していただき、大変有り難いと感じております。第1回会議でも発言させていただきましたが、現場としましてはやはり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方々に参画いただけることは大変有り難く、何より今回、「教職員を支え」という文言を入れてくださったところは、本当に有り難いと感じております。

昨日の新聞でしたでしょうか。いよいよ国が教員の待遇の見直し、給特法の見直しに入るといった報道がありました。待遇の改善はもちろんなのですが、やはり31ページの26行目から書いていただいたように、教職員はおそらく、給与や働く条件がいいから就職するばかりではなく、職のやりがいとか、そこでしか体験できないものがあるからこそ、この職を選んだ方も、かなりおられるのではないかと思います。

私自身は、バブルの頃に就職したのですが、給料はそれほど高くはなかったものの、そういうことは抜きに、この世界に飛び込んだという経緯です。先日も、生徒の成長を実感できたり、その成長に教員として役立てたと実感でき、ものすごく自分自身のやりがいといいますか、教師としてのエネルギーのようなものが高まった経験をしました。

ただ、一つ懸念しておりますのは、31ページの5行目でもご指摘いただいている点です。制度は比較的充実していると感じており、様々なケースに対応した休暇を制度として整備していただいております。問題はやはり、代替の人材が非常に不足しているところで、おそらく校種を超えて困っている現状ではないかと思っております。取組を書いておりますので、何らかのシステムのような工夫を期待するのですが、現実にはなかなか難しい面もあると思っております。ただ、教員が様々な教育課題に対応する中で、全体の支援につながる取組を掲げていただいていることに感謝したいと思います。

(中作副会長)

全くの素人の視点ですが、32ページから33ページにかけての取組について、「i いじめ防止対策の徹底」からの3項目の順番が私にとっては不思議な印象です。

iiの「子どものメンタルヘルスへの対応」は、最も予算も人も費やすべきと思いますし、iiiの「学校内外の相談体制の整備」が2番目にきて、その結果としていじめ防止対策になりましたという流れではないでしょうか。最初から「いじめ防止対策」というと、勘違いを招かないかなという素人なりの考えです。

それから25ページですとか所々に、「職業教育」という言葉が出てきますが、探究の時間等々との兼ね合いを考えると、職業教育や産業教育をやっている学校と、普通科高校とのコラボレーションのような取組も、どこかに入れた方が良いと思います。探究は非常に重要です。ただ、探究したことで他の高校に移れるわけでもないですし、同じ高校の中でも違う学科に移れるわけでもないという

ところも残りますが、少なくとも知っておくことは良いのではないかと思います。併せて、ぜひ横の連携をしっかりとっていただくということをお願いしたいものでございます。

あと21ページに、「子どもの権利の尊重」が掲げられております。権利は尊重すべきですが、この国で投票率が上がらない一つの原因は、決めなくてよい、評価しない、ということではないでしょうか。国を評価したらいいのにとおもいます。ですから、子どもの頃から、誰か他人を評価するということに慣れてないのではないかと個人的には思っております。先生は子どもを支えるための存在ですから、当然評価されるべきだと思います。

評価して間違えることもあります。日本国民も、評価して、投票して、間違えて大変なことになった歴史が何度もあったと思います。でもやはり、まず評価しないと前には進まないということをちゃんと教えないと、よく分からないうちに、人がやってくれるからといった感じで、ブレークスルーをする子ども一人も出ずに終わってしまいます。それは勿体ないことです。

ですから、子どもの頃からできるだけ、他人であったとしても、自分の責任において評価するということ、しっかりと教えてほしいと個人的には思います。

(岸本会長)

そろそろ時間も迫ってまいりましたが、取りまとめる前に、部活動と図書館と特別支援教育に関して、事務局にご質問があったかと思います。取りまとめて簡単に回答いただけることがありましたら、お願いできますでしょうか。

そのご準備をいただく間に、私も個人的な意見を少し補足させていただきたいと思います。

柱Iでございしますが、20ページの「指導体制の整備」の中で、「OJTを推進し、教員の指導力の向上を図ります」とございします。学校の教員の指導力向上に関しましては、校内研究の推進とOJTが二つの柱だと思います。二、三十年前に日本の学校教育の水準の高さが欧米諸国に注目されたときには、校内研究で授業研究をしていることが、教員の資質向上に関係してるとのではないかとということで、レッスンスタディという言葉で、日本の校内研究や授業研究が注目されたところとございします。人材育成に関しましては、校内研究の推進とOJTが並ぶような項目にしていただくのが良いということをつけ加えさせていただきたいと思います。

事務局におかれては、たちまちお答えできないところがあるかもしれませんが如何ですか。

(司会)

事務局でございます。何点か頂戴したご質問への回答につきましては、後日、事務局から皆様宛に、メールにて回答させていただきたいと思っておりますのでご了承ください。

(岸本会長)

ありがとうございます。それではそのようにお願いいたします。

そうしましたら、大変多くの貴重なご意見をありがとうございました。まだまだご意見もあるかと存じますが、時間の関係もございまして、ここで整理をしていきたいと思っております。

19ページのところでは、中橋委員からご意見がございました。内容は省かせていただき、簡単に事務局の方の整理と突き合わせていければと思います。

20ページのところは、私と草野委員からご意見があったところでございます。

それから、22ページのところは、松浦委員から、これまでとこれからの新しい生徒指導提要の考え方をもう少し整理してはというご意見がございました。

25ページのところ、職業教育に関して、中作副会長からご意見を頂戴いたしました。

それから26ページは、情報化への対応に関して、学校図書館、活字資料という観点から、宇都宮委員、福井委員からご意見がございました。私も個人的意見を付け加えさせていただくと、先日の総合教育会議でも、「情報化に対応する」とか、社会の変化に対応するという表現は、幾分受身的で、学習者主体の考え方になじまないというご意見がございまして、“情報化に自ら対応する”とか、“情報化に伴ってどういう力を育成するのか”とか、あるいは“自ら”という言葉を入れたいのかなと思いつつ、言葉だけの対応ではあまり変わりませんので、そうしたときに活字の力を借りるというのも一つではないかと思っております。世の中はICTの流れですが、そこに主体的に立ち向かうときに、活字の力を借りるということもあるかと思っております。18ページの前半の文言とも関連して、そうした点でご意見に賛同いたしました。

それから28ページのところですが、部活動に関しては様々なご意見がございまして草野委員、寺田委員からご意見を頂戴したと思っております。

それから教職員のやりがいであるとか、専門人材ですね。スクールロイヤー、学校司書、こういった人材をもう少し位置付けてはということで、ここは炭谷委員、宇都宮委員、和田委員、望月委員、中橋委員あるいは堤委員、八幡委員からいただいたかと思っております。

教職員の資質向上に関しましても、特別支援教育の力や特に支援学級の指導力であるとか、ギフテッドと言いましょか、成績の上位層トップ層の支援というの、誰一人取り残さない観点からは重要ではないかとか、あるいは多様なジャンルから教員人材を確保してほしいというご意見もあったかと思っております。

それから32ページにつきましては、中作副会長から、i、ii、iiiの優先順位、あるいは見え方ということでの順序についてもご意見いただいたかと思えます。

それから36ページの「切れ目のない指導・支援」に関するものや、用語の問題として、“特別支援学校”と“高等養護学校”、それから就学前に関しての、“幼稚園”という表現なのか、“幼稚園”“保育園”“こども園”、この順番も含めて統一するようなご意見を深井委員、磯部委員、福井委員からいただいたと思えます。

磯部委員からは、“関係機関”、福祉関係ということで療育機関、放課後デイサービスといった関係機関を具体化してはどうかと、あと“障害者”、“障害児者”というところもご意見いただいたと思えます。

それから39ページですが、深井委員から、先ほどの就学前の点と同じでございしますが、幼稚園等の表現、それからスタートプログラムとか架け橋とか、小学校の段階での資質向上といいますか、こうしたテーマに関して、小学校の教師の資質に関して触れてはどうかというご意見がございました。

最後に、子どもの権利ということで、中作副会長からご意見を頂戴したと思えます。地域学校協働活動や、コミュニティ・スクールについても、どの柱に位置付けるかというご意見もありましたが、“再掲”という方法もあるかと思えます。ある程度まとまった形で出して、それを再掲するという方法もあると思えますので、整理いただければと思えます。

私の力不足でございしますが、こういったところについて、事務局の方で皆さんから出たご意見を反映していただけるように、私からよろしく願います。

また事務局からご連絡があると思えますが、言い残したことににつきましては、メールの機会もあると思えますので、議事の1につきましては以上とさせていただきます。

それでは「その他」ということで、議事の内容は事務局からよろしく願います。

(司会)

皆様、長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。

事務局から2点、ご連絡を申し上げます。

1点目ですが、本日は時間が限られておりましたことから、言い尽くせなかつたご意見もあろうかと思えます。この後、事務局からメールを差し上げますので、所定のフォームにて、追加でいただけるご意見がありましたらお寄せいただきたいと思えます。

2点目ですが、今後の審議会の活動につきまして、今年度は、本日の会議が最終でございします。来年度は2回の会議を予定しておりまして、後日、事務局より改めて日程調整をさせていただきたいと思えます。どうぞよろしく願います。

事務局からの連絡事項は以上でございします。

(岸本会長)

ありがとうございました。そうしましたら、大変長時間にわたりましたが、本日の会議を終了させていただきます。本当にご苦労様でございました。ありがとうございます。